

国保標準保険料率算定結果と 令和3年度国民健康保険税率 について

洲本市 市民生活部 保険医療課

令和2年度標準保険料率等の検証

【令和2年度標準保険料率と洲本市税率】

		所得割	均等割	平等割
兵庫県より 示された 標準保険料率	医療分	7.75%	29,817円	21,407円
	支援分	2.91%	10,405円	7,470円
	介護分	2.51%	11,828円	6,096円
令和2年度 洲本市税率	医療分	6.90%	26,500円	19,000円
	支援分	3.00%	10,200円	7,500円
	介護分	2.70%	11,800円	5,500円

調定額(賦課総額)	
895,536,969円	
312,508,116円	合計
106,349,948円	1,314,395,033円
772,016,569円	
308,719,579円	※合計
107,333,294円	1,188,069,442円

※当初賦課時点（7/1）

【令和2年度税率設定にあたっての課題と方策】

◆納付金の主な財源となる国民健康保険料(税)について、納付金が不足とならないよう料率を設定する。

⇒基金を取り崩し充当することにより、標準保険料率よりも低い税率を設定した。

◆県で定める「兵庫県国民健康保険運営方針」において、標準的な賦課割合とされる所得・均等・平等割の賦課割合を50：35：15で保険料率を設定する。

◆低所得世帯について、なるべく増額とならないよう配慮した税率を設定する。

◆支援分・介護分については、現行税率で標準保険料算定結果の保険料が確保できるため、令和元年度の税率を据え置くこととする。

令和3年度標準保険料率の算定結果

【令和2年度・令和3年度標準保険料率比較】

区分		所得割		均等割		平等割		一人当たり保険税
医療分	令和3年度	↘	7.57%	↘	27,993円	↘	19,902円	↘ 68,101円
	令和2年度		7.75%		29,817円		21,407円	69,964円
支援分	令和3年度	↗	2.99%	↗	10,465円	↘	7,440円	↗ 26,324円
	令和2年度		2.91%		10,405円		7,470円	25,009円
介護分	令和3年度	↗	2.60%	↘	11,663円	↗	6,190円	↘ 27,609円
	令和2年度		2.51%		11,828円		6,096円	27,929円

◎一人当たり保険税の比較

	医＋支		差額	医＋支＋介		差額
令和3年度	↘	94,425円		↘	122,034円	
令和2年度		94,973円	▲ 548円		122,902円	▲ 868円

【1人当たり保険税が減少した要因】

以下の理由により、必要な医療分保険料総額が大きく減少した。（令和2年度）895,536,969円（令和3年度）802,437,184円

※前年と比較し、93,099,785円減少し、減少率10.4%は県下最大。

①兵庫県全体の医療分の保険料の減少

②交付金等の税外収入の増加

令和3年度洲本市税率の算定にあたって

【県の税率に関する方針】

以下のとおり段階的に目標を定め取り組むことにより、保険料水準の統一を目指す。（同一所得・同一保険料）

①算定方式、賦課割合、賦課限度額については、令和3年度を目標時期と設定する。

・算定方式 … 所得・均等・平等割の3方式（洲本市はH30年度より対応）

・賦課割合 … 所得割50：均等割35：平等割15（洲本市はR元年度より対応）

・賦課限度額 … 国の示す賦課限度額とする。（洲本市は対応済）

②納付金の算定において、医療費水準や収納率、事業運営における各種取組等の統一を図ることをもって保険料の統一と定義し、令和3年度から統一することとする。また、各市町における健康施策の積極的推進等の医療費適正化及び収納率向上の取組を促進し、その成果を保険料に反映させるため、県繰入金（2号分）によるインセンティブ制度を設ける。

③令和6年度以降を同一所得・同一保険料に向けた検討・移行期間と設定する。

【令和3年度保険税率設定に当たって留意する事項】

○低所得世帯について、なるべく増額とならないよう配慮した税率を設定する。

○新型コロナの感染拡大の影響が長期化し被保険者への影響も不透明ながら懸念されます。そこで被保険者の負担増加を避けるため、税率を現行のまま設定し、納付額不足分については基金を取り崩し充当する事とする。

（令和2年度末基金残高見込 467,679,560円）

令和3年度国保税率(案)

区分		所得割	均等割	平等割	一人当たり保険税
医療分	R 3税率(案)	6.90%	26,500円	19,000円	60,200円
	R 2現行	6.90%	26,500円	19,000円	60,534円
	R 3標準保険料率	7.57%	27,993円	19,902円	68,101円
支援分	R 3税率(案)	3.00%	10,200円	7,500円	24,256円
	R 2現行	3.00%	10,200円	7,500円	24,306円
	R 3標準保険料率	2.99%	10,465円	7,440円	26,324円
介護分	R 3税率(案)	2.70%	11,800円	5,500円	27,826円
	R 2現行	2.70%	11,800円	5,500円	27,628円
	R 3標準保険料率	2.60%	11,663円	6,190円	27,609円

※所得割で同率乗じているが、所得が下がったことで、一人当たりの保険料は下がっている。

(前年度比：約 6 %程度減少すると見込)

(一人当たり保険税の比較)

	医 + 支	税率(案)との差額	医 + 支 + 介	税率(案)との差額
R 3税率(案)	84,456円		112,282円	
R 2現行	84,840円	▲ 384円	112,468円	▲ 186円
R 3標準保険税率	94,425円	▲ 9,969円	122,034円	▲ 9,752円

今後の予定等

【今後の予定】

- 1月下旬 令和2年度国民健康保険運営協議会開催
(令和3年度税率(案)について、諮問・答申)
- 6月 市広報紙等において令和3年度税率について広報
- 7月上旬 各世帯へ令和3年度国民健康保険税額の通知

【今後の検討課題】

国保事業費納付金額（医療分）の増額に伴い、被保険者負担軽減の観点から、段階的に税率を上げていく事とし、財政調整基金の取り崩し等も加味し、保険税率の設定をすること。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医療分	所得割	6.90%	7.30%	7.30%	7.80%	7.80%
	均等割	26,500円	27,000円	27,000円	30,000円	30,000円
	平等割	19,000円	20,000円	20,000円	21,000円	21,000円
支援分	所得割	3.00%	3.00%	3.00%	3.20%	3.20%
	均等割	10,200円	10,600円	10,600円	12,000円	12,000円
	平等割	7,500円	7,600円	7,600円	7,700円	7,700円
介護分	所得割	2.70%	2.70%	2.70%	2.70%	2.70%
	均等割	11,800円	12,300円	12,300円	13,000円	13,000円
	平等割	5,500円	6,500円	6,500円	7,000円	7,000円
賦課総額		1,146,561,238円	1,155,483,735円	1,102,970,553円	1,128,850,665円	1,070,371,333円
国保事業費納付金		1,259,114,238円	1,253,324,542円	1,249,366,941円	1,245,944,919円	1,243,023,568円
基金繰入		112,553,000円	97,840,807円	146,396,388円	117,094,254円	172,652,235円
基金残額						
令和2年度末						
467,679,560円		355,126,560	257,285,753	110,889,365	▲ 6,204,889円	▲ 178,857,124円